

見附市立地適正化計画に係る  
届出の手引き

平成31年3月  
見附市

見附市立地適正化計画に係る届出の手引き  
<目次>

1. 立地適正化計画の届出制度	1
2. 住宅の建築等に係る届出	2
(1) 住宅の建築等に係る届出	2
I 対象となる区域・行為	
II 届出時期	
III 届出書類	
(2) 居住誘導区域	4
3. 誘導施設の建築等に係る届出	13
(1) 誘導施設の建築等に係る届出	13
I 対象となる区域・行為	
II 届出時期	
III 届出書類	
(2) 誘導施設の休廃止に係る届出	15
I 対象となる区域・行為	
II 届出時期	
III 届出書類	
(3) 都市機能誘導区域における誘導施設	15
(4) 都市機能誘導区域	16
4. 届出書様式	20

## 1. 立地適正化計画の届出制度について

平成 26 年 8 月の都市再生特別措置法の改正により、急速な人口減少と高齢化に対応するため、市町村において立地適正化計画の策定ができることとされたことを受け、見附市では平成 28 年度に都市機能誘導区域を定め、平成 30 年度に居住誘導区域を定めた立地適正化計画を策定しました。

都市再生特別措置法に基づき、計画で定めた都市機能誘導区域や居住誘導区域の区域外において、一定規模以上の誘導施設や住宅の開発・建築を行う場合には、着手の 30 日までに市への届出が必要となります。また、都市機能誘導区域内で誘導施設の休止または廃止する場合にも、休止または廃止の 30 日前までに市への届出が必要となります。

なお、届出制度は、市が都市機能誘導区域外における誘導施設の立地、都市機能誘導区域における誘導施設の休廃止、居住誘導区域外における開発行為等の動向を把握するために行うものです。

## 2. 住宅の建築等に係る届出

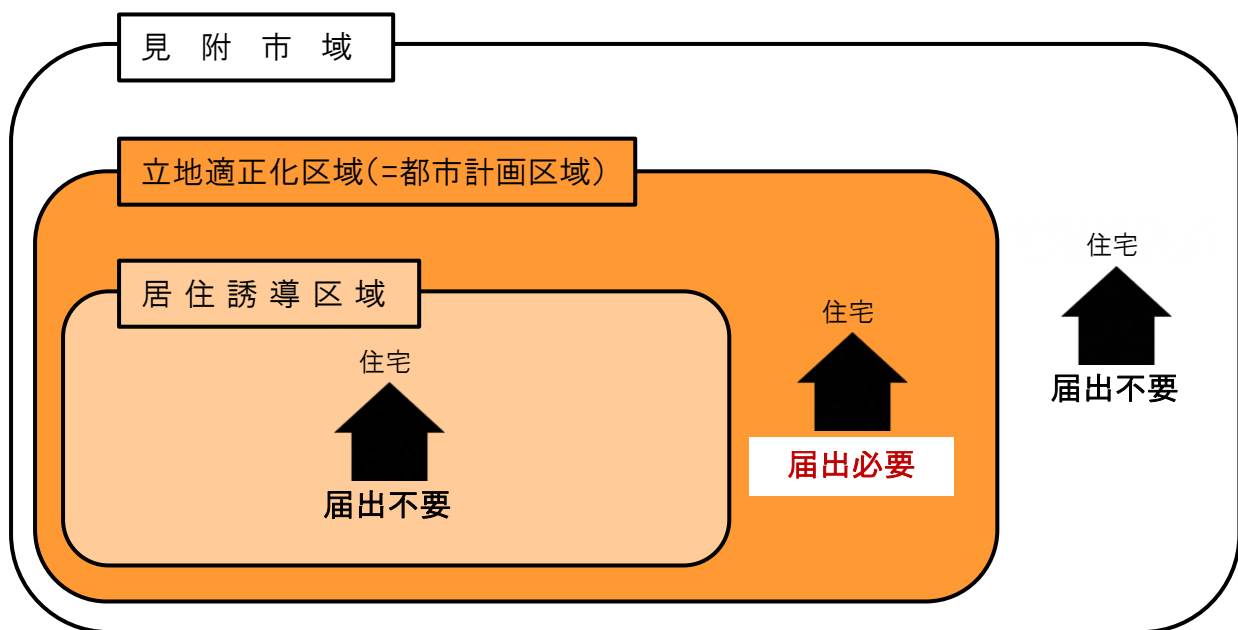
### (1) 住宅の建築等に係る届出（都市再生特別措置法第88条第1項）

居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、以下に該当する開発・建築行為は、市への届出が必要となります。

#### I 対象となる区域・行為

対象となる区域	居住誘導区域外の区域(都市計画区域外を除く)
対象となる行為	<b>開発行為</b> ・3戸以上の住宅地を造成する場合 ・1戸又は2戸の住宅地を造成する場合で、その規模が1,000㎡以上 <b>建築等行為</b> ・3戸以上の住宅を新築する場合 ・建築物を増改築又は用途変更して、3戸以上の住宅とする場合

【イメージ図】



#### II 届出時期

開発・建築行為に着手する30日前までに届出

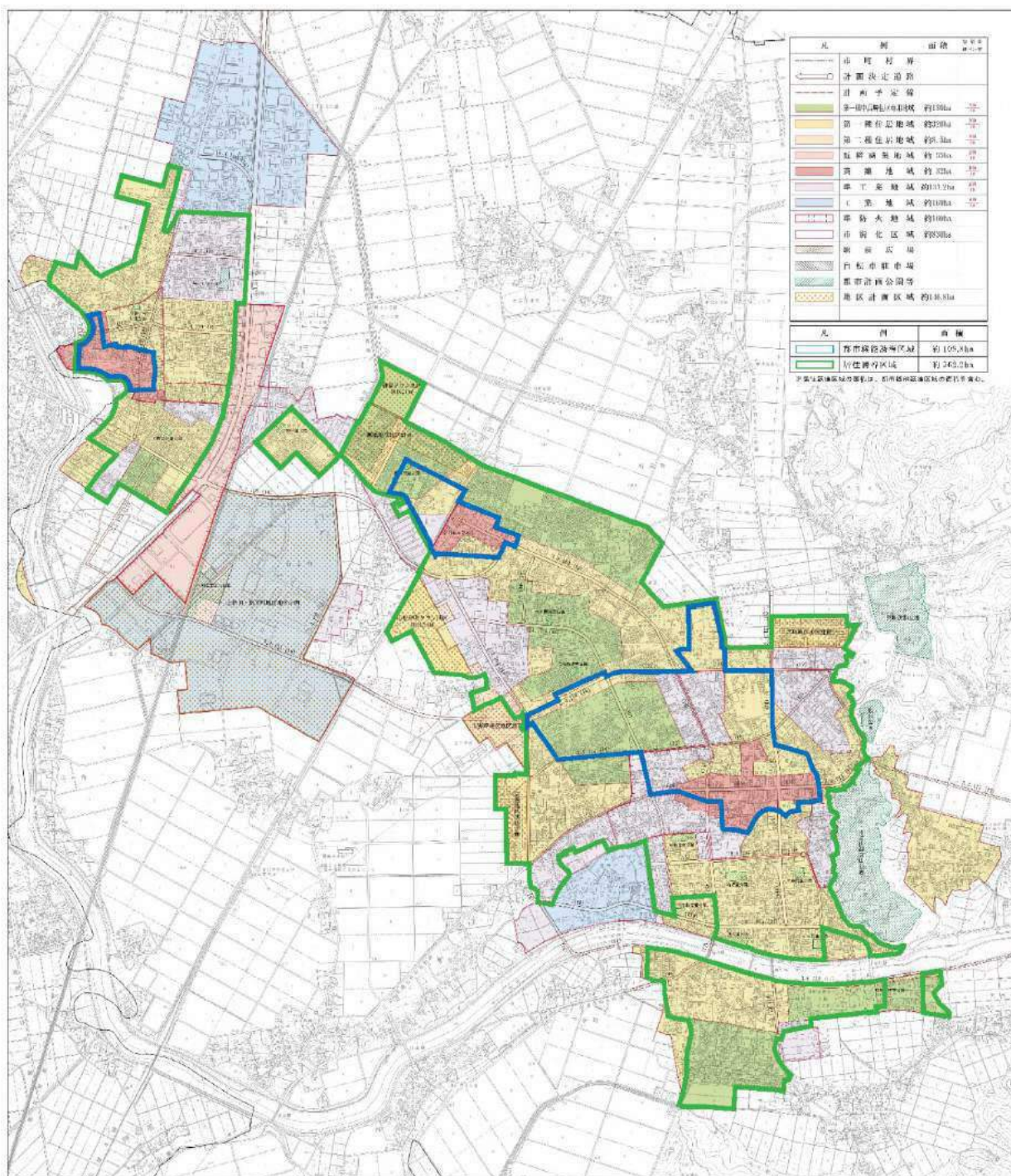
### Ⅲ 届出書類(正本1部)

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出書(様式)に添付図書を添えて行います。  
様式は市ホームページからダウンロードできます。

区分	届出書 (様式)	添付図書
開発行為	様式1	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び周辺の公共施設を表示する図面(位置図等 縮尺 1/1,000 以上) ・設計図(縮尺 1/100 以上) ・その他参考となるべき事項を記載した図書
建築等行為	様式2	・敷地内における住宅の位置を表示する図面(配置図 縮尺 1/100 以上) ・住宅の二面以上の立面図及び各階平面図(縮尺 1/50 以上) ・その他参考となるべき事項を記載した図書
上記の届出内容 の変更	様式3	当初の届出と同様

## (2) 居住誘導区域

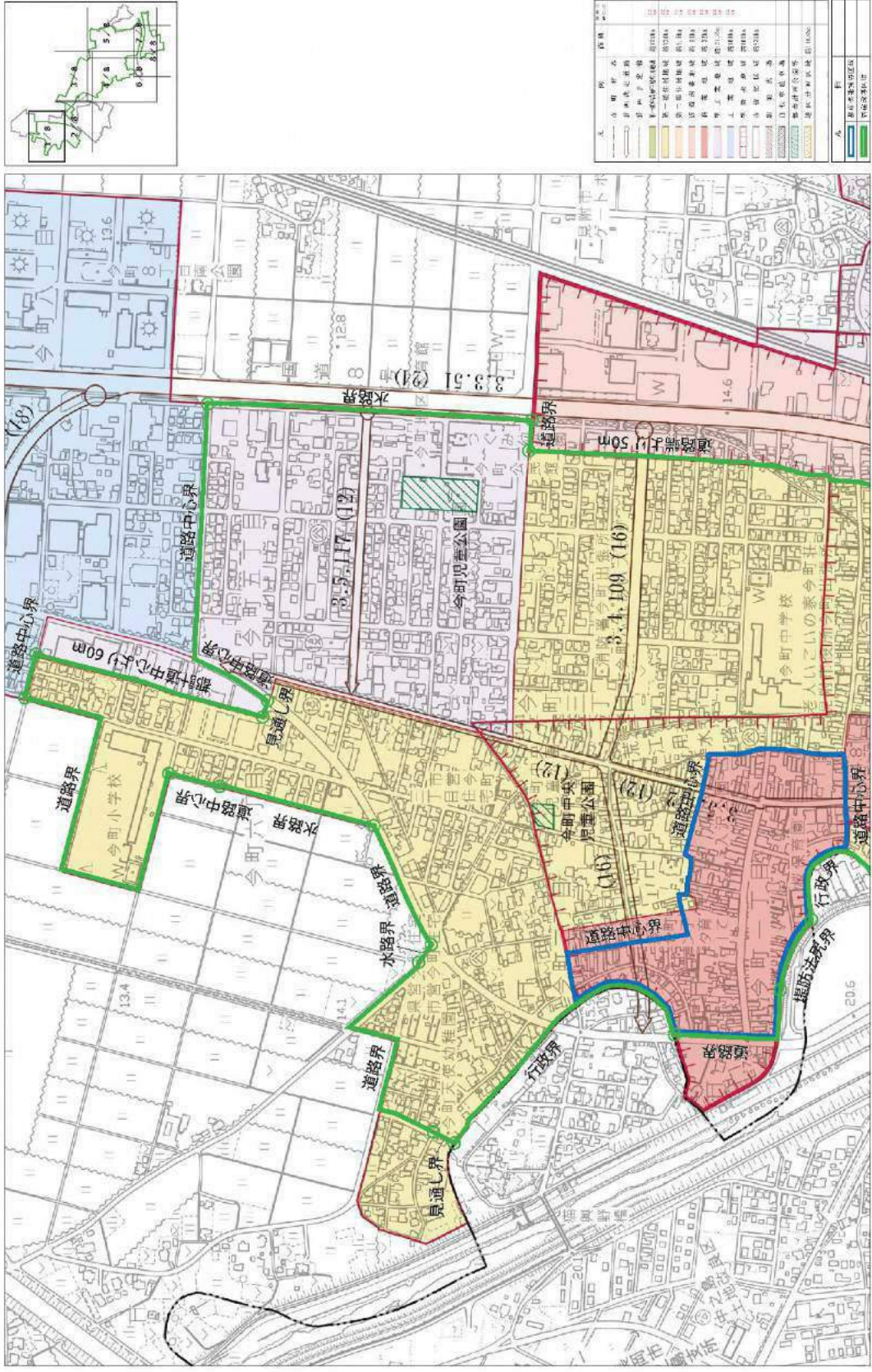
見附市立地適正化計画 居住誘導区域【見附市全域】



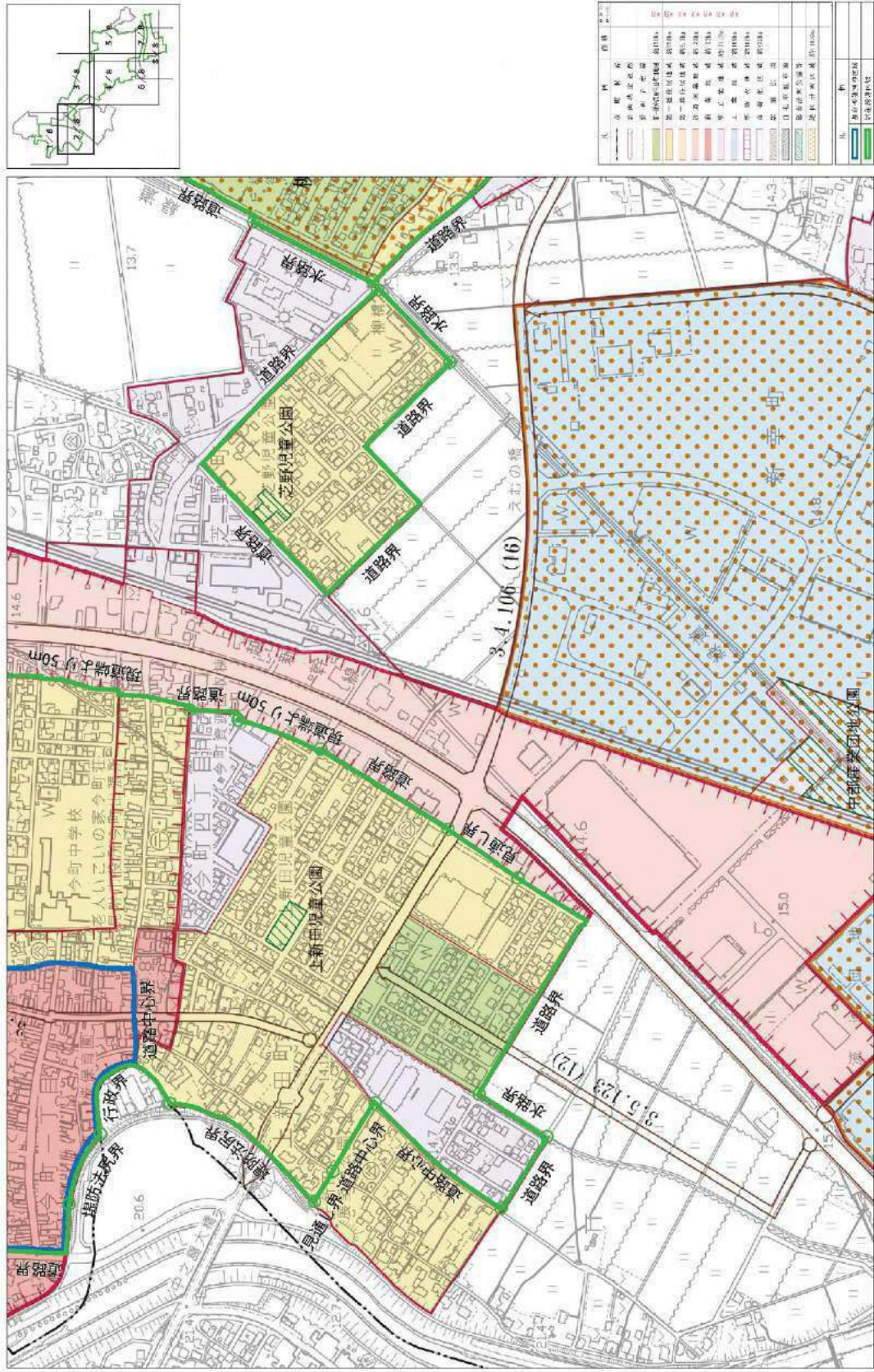
0 500m 1km 2km



見附市立地適正化計画 居住誘導区域 (1/8)



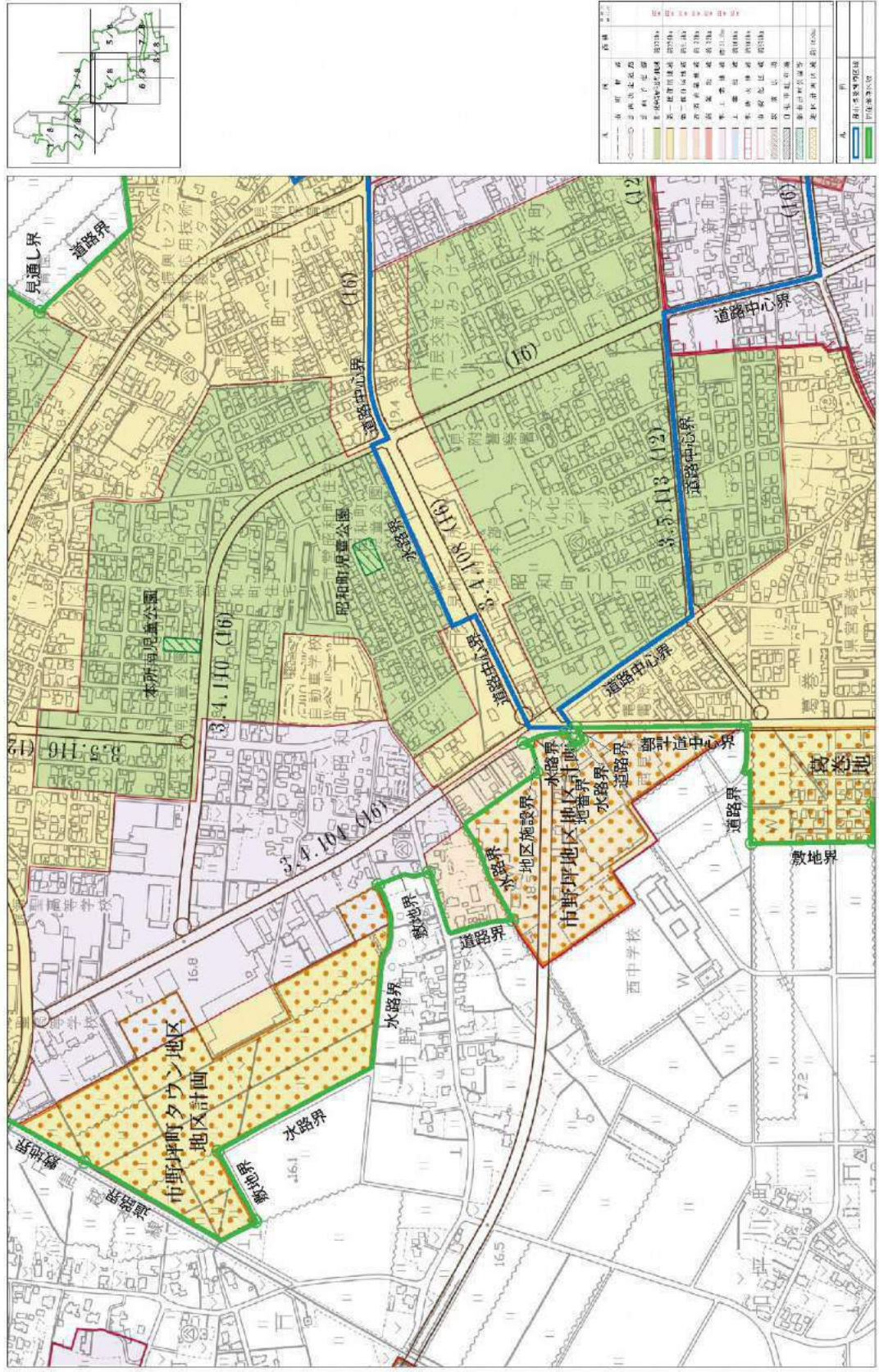
見附市立地適正化計画 居住誘導区域 (2/8)



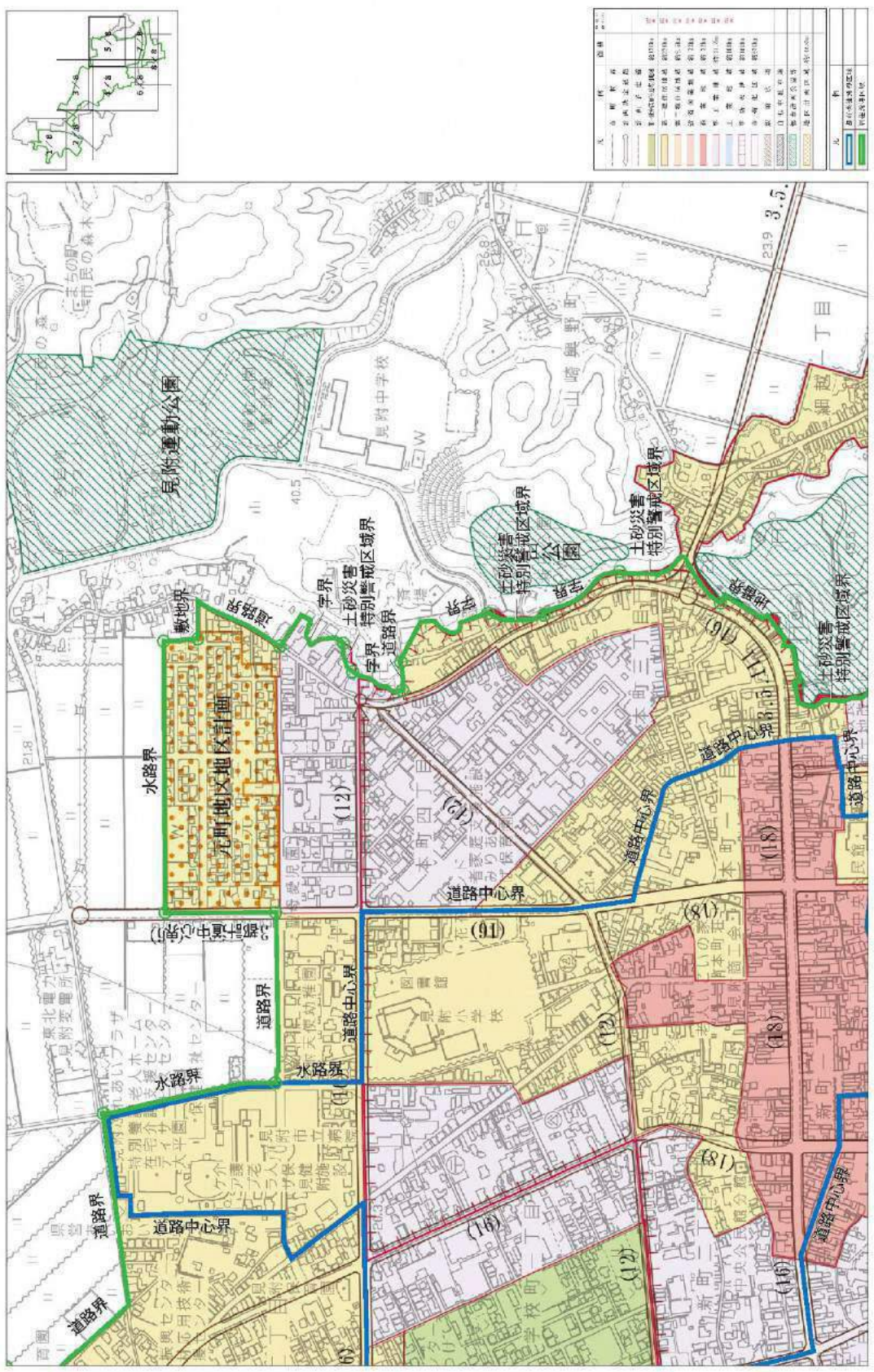




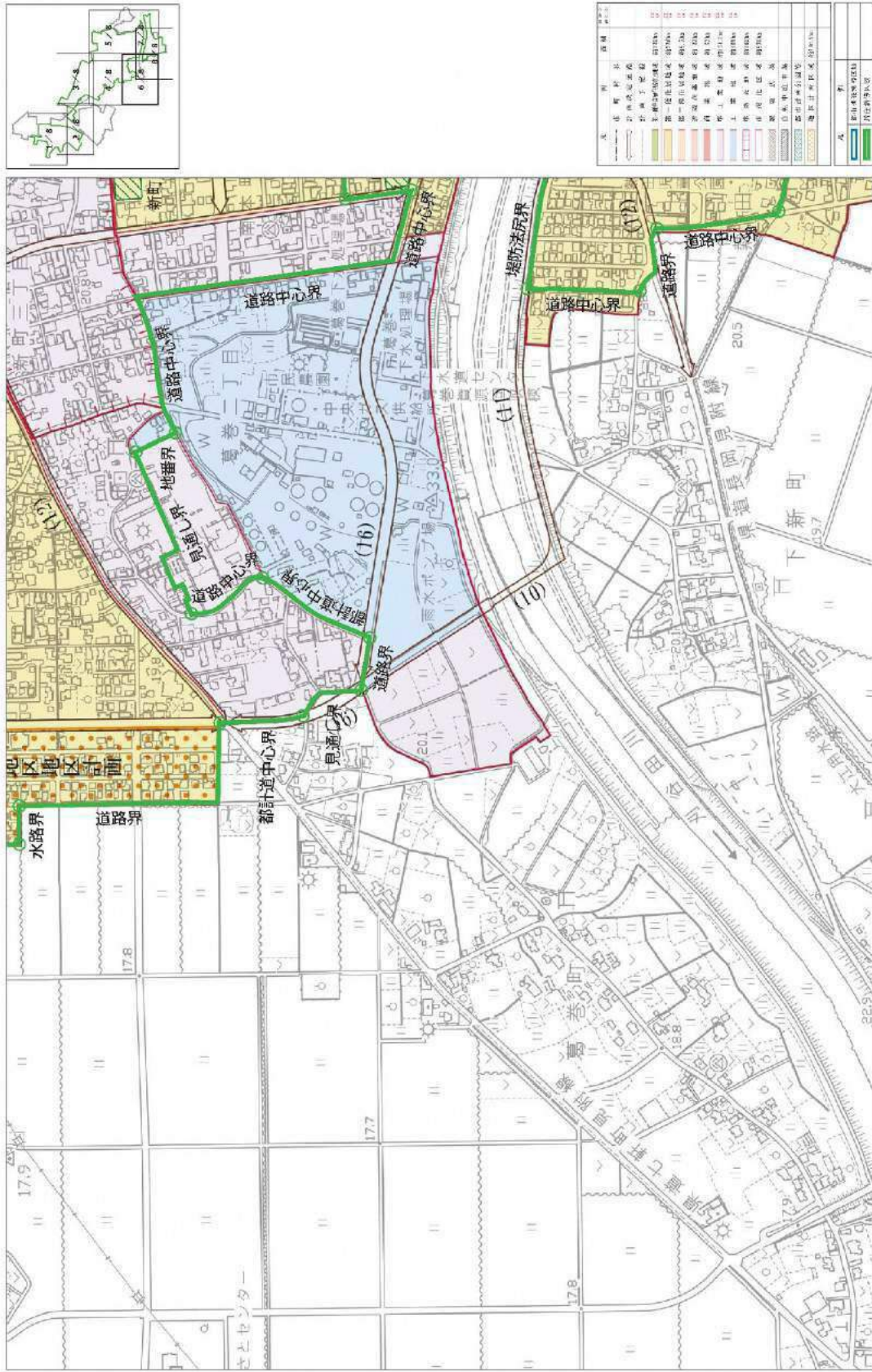
見附市立地適正化計画 居住誘導区域 (4/8)



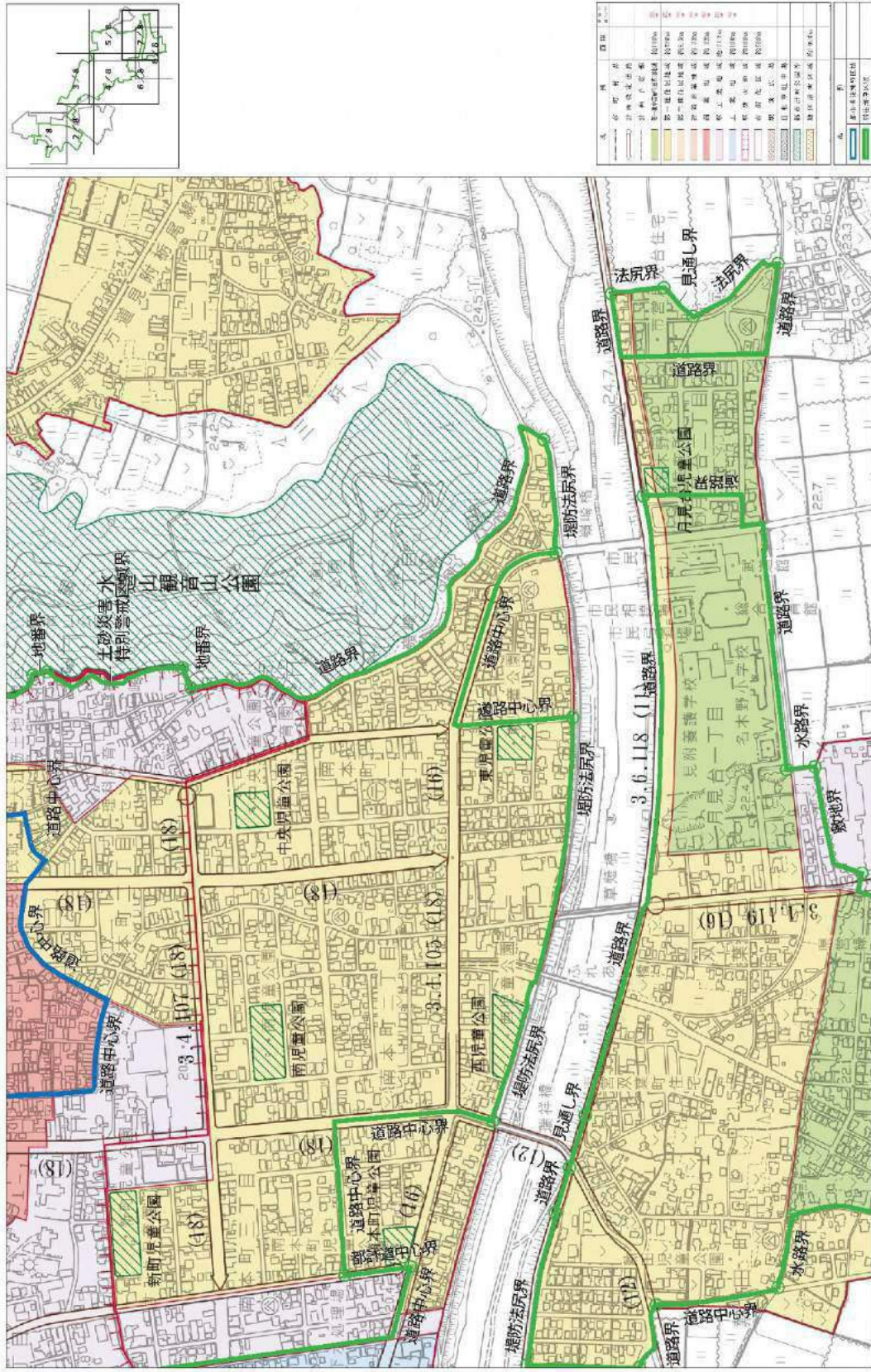
見附市立地適正化計画 居住誘導区域 (5 / 8)



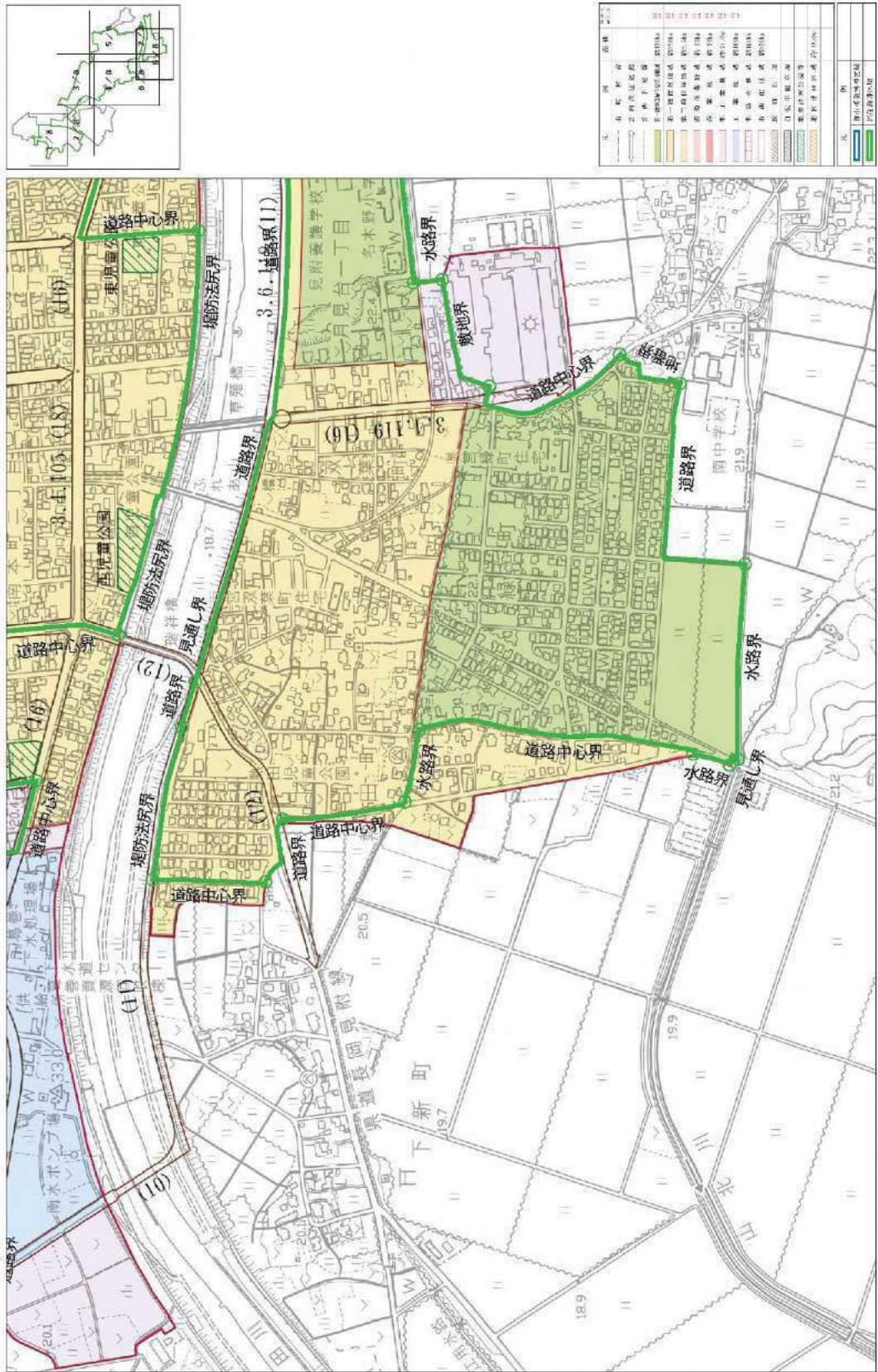
見附市立地適正化計画 居住誘導区域 (6 / 8)



見附市立地適正化計画 居住誘導区域 (7/8)



見附市立地適正化計画 居住誘導区域 (8/8)



### 3. 誘導施設の建築等に係る届出

#### (1) 誘導施設の建築等に係る届出（都市再生特別措置法第108条第1項）

都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、以下に該当する開発・建築行為は、市への届出が必要となります。

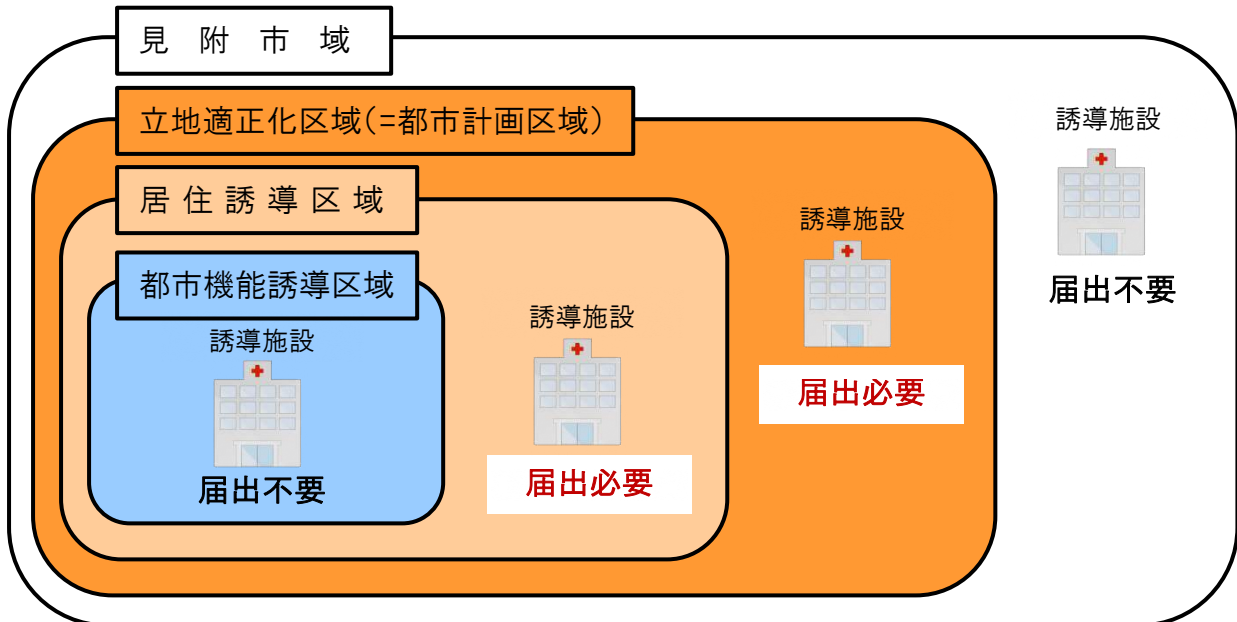
##### I 対象となる区域・行為

対象となる区域	都市機能誘導区域外の区域(都市計画区域外を除く)
対象となる行為	<p><b>開発行為</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合</li> </ul> <p><b>開発行為以外</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導施設を有する建築物を新築する場合</li> <li>・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合</li> <li>・建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合</li> </ul>

※病院：医療法第1条の5第1項に定める病院

※保健福祉センター、子育て支援センター、市民交流センター、コミュニティ銭湯、市民ギャラリー、図書館、文化ホールは市条例で定める施設

【イメージ図】



##### II 届出時期

開発・建築行為に着手する30日前までに届出

### Ⅲ 届出書類(正本1部)

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出書(様式)に添付図書を添えて行います。  
様式は市ホームページからダウンロードできます。

区分	届出書(様式)	添付図書
開発行為	様式1	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び周辺の公共施設を表示する図面(位置図等 縮尺 1/1,000 以上) ・設計図(縮尺 1/100 以上) ・その他参考となるべき事項を記載した図書
開発行為以外	様式2	・敷地内における建築物の位置を表示する図面(配置図 縮尺 1/100 以上) ・建築物の二面以上の立面図及び各階平面図(縮尺 1/50 以上) ・その他参考となるべき事項を記載した図書
上記の届出内容の変更	様式3	当初の届出と同様

### (2) 誘導施設の休廃止に係る届出(都市再生特別措置法第108条の2第1項)

都市機能誘導区域における誘導施設の休止または廃止を把握するため、誘導施設を休廃止する場合は、市への届出が必要となります。

#### I 対象となる区域・行為

対象となる区域	都市機能誘導区域内
対象となる行為	誘導施設を休止または廃止する場合

#### II 届出時期

休止または廃止する日の 30 日前までに届出

### Ⅲ 届出書類(正本1部)

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出書(様式)に添付図書を添えて行います。  
様式は市ホームページからダウンロードできます。

区分	届出書(様式)	添付図書
休止または廃止	様式4	・当該誘導施設を表示する図面(縮尺 1/1000 以上) ・その他参考となる事項を記載した図面



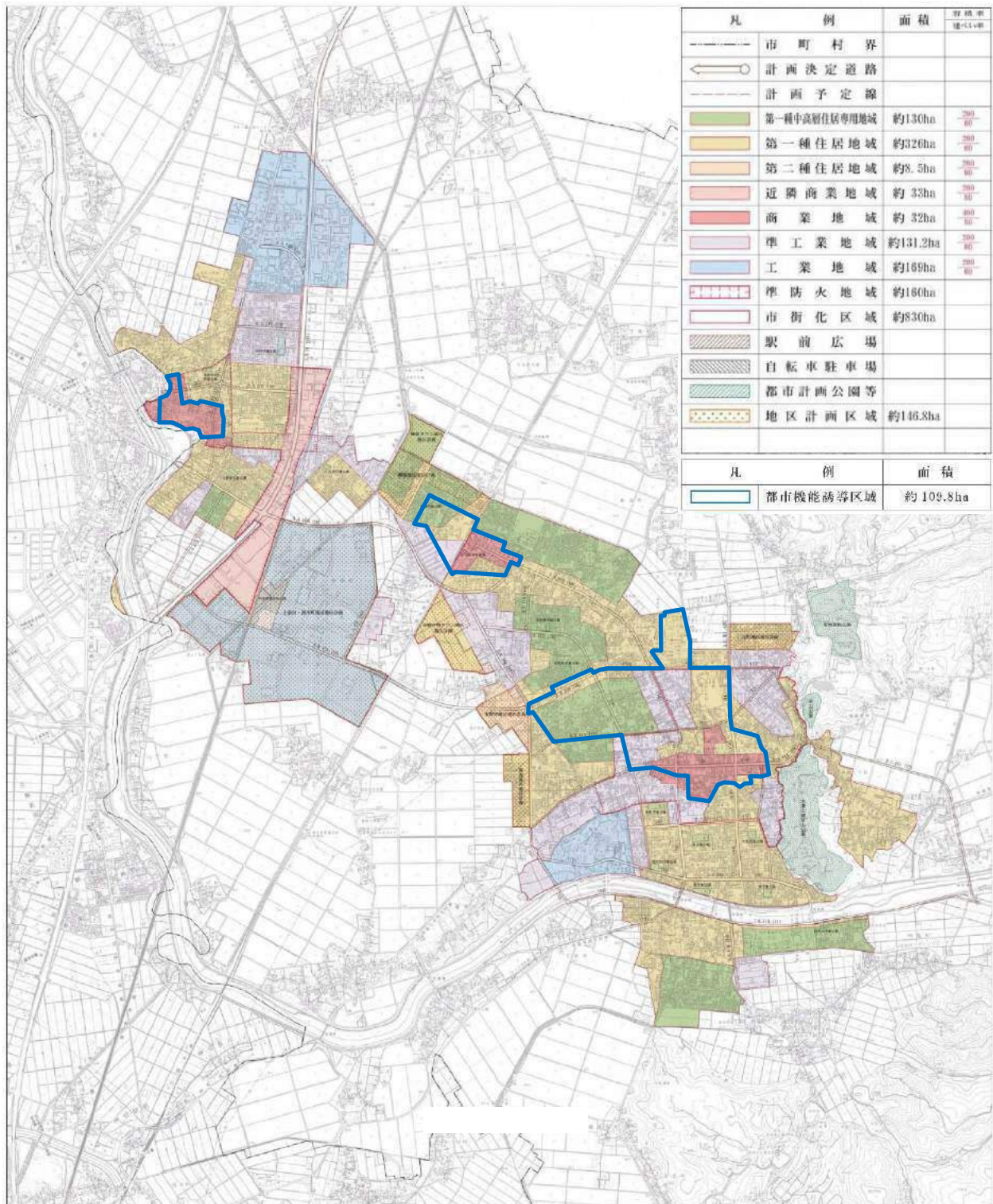
### (3) 都市機能誘導区域における誘導施設

届出対象となる都市機能誘導区域における誘導施設は、以下に示すものとします。

	施設名称	誘導する区域
対象となる施設 (誘導施設)	●保健福祉センター	見附地区
	●病院	見附地区
	●子育て支援センター	見附地区・今町地区
	●市民交流センター	見附地区
	●コミュニティ銭湯	見附地区
	●市民ギャラリー	見附地区
	●駅周辺交流施設	見附駅周辺地区
	●市役所	見附地区
	●図書館	見附地区
	●文化ホール	見附地区

# (4) 都市機能誘導区域

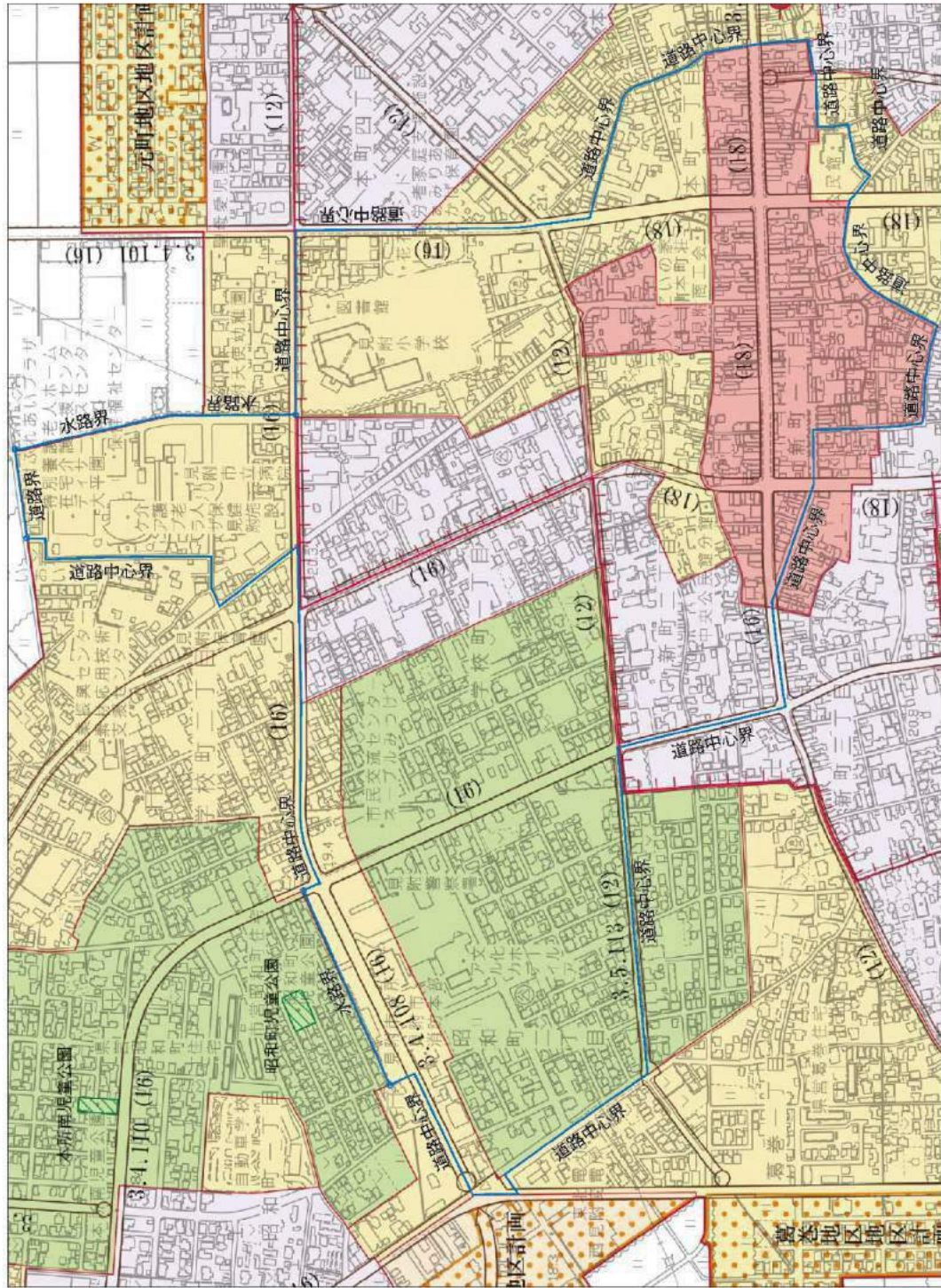
見附市立地適正化計画 都市機能誘導区域【見附市全域】



0 500m 1km 2km

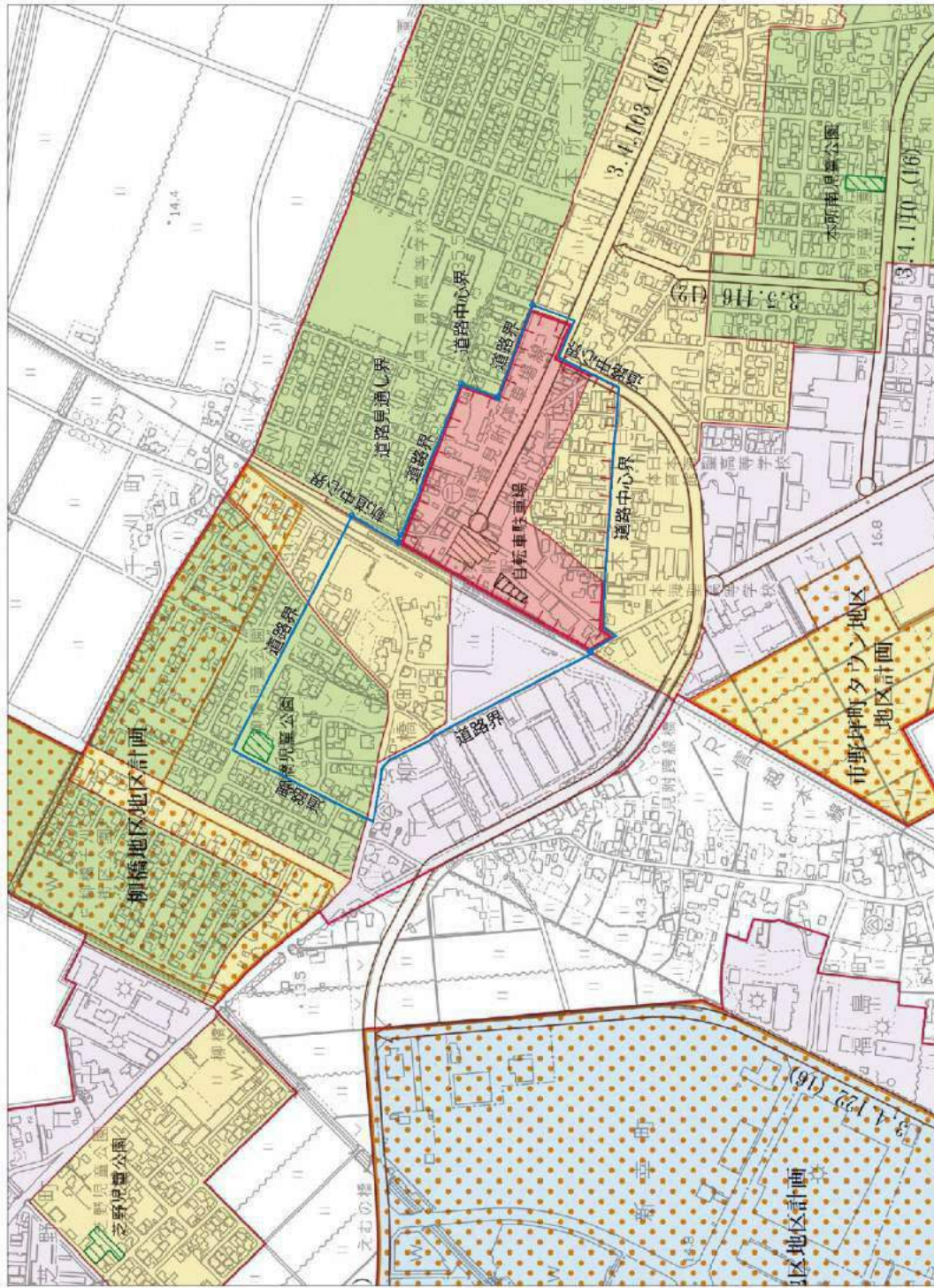


見附市立地適正化計画 都市機能誘導区域 【見附地区】

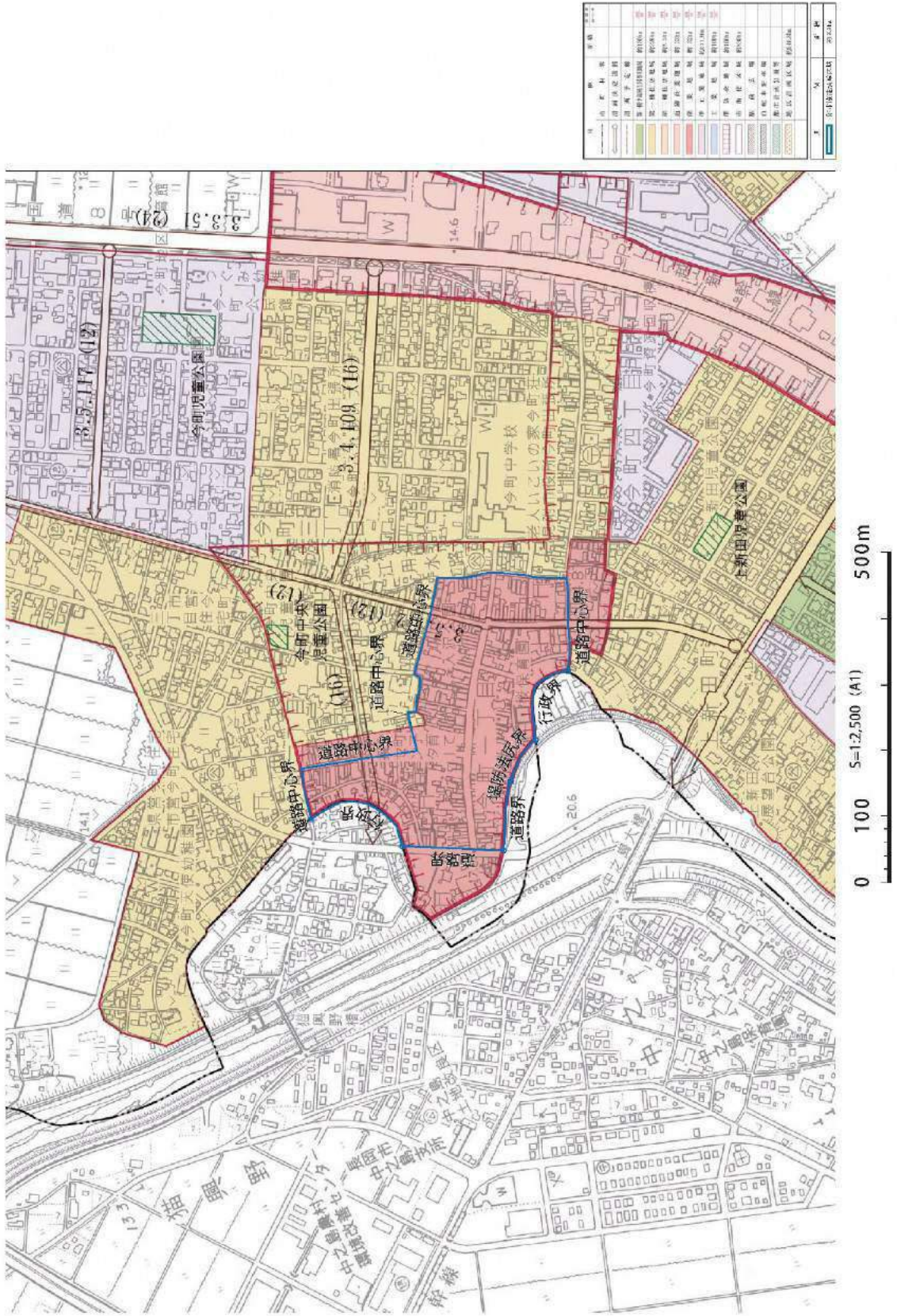


色	種別	面積
(Yellow)	第一種住居地域	1,000,000㎡
(Light Green)	第二種住居地域	2,000,000㎡
(Light Blue)	第三種住居地域	3,000,000㎡
(Light Purple)	第四種住居地域	4,000,000㎡
(Light Orange)	第五種住居地域	5,000,000㎡
(Light Red)	第六種住居地域	6,000,000㎡
(Light Brown)	第七種住居地域	7,000,000㎡
(Light Grey)	第八種住居地域	8,000,000㎡
(Light Yellow)	第九種住居地域	9,000,000㎡
(Light Green)	第十種住居地域	10,000,000㎡
(Light Blue)	第十一種住居地域	11,000,000㎡
(Light Purple)	第十二種住居地域	12,000,000㎡
(Light Orange)	第十三種住居地域	13,000,000㎡
(Light Red)	第十四種住居地域	14,000,000㎡
(Light Brown)	第十五種住居地域	15,000,000㎡
(Light Grey)	第十六種住居地域	16,000,000㎡
(Light Yellow)	第十七種住居地域	17,000,000㎡
(Light Green)	第十八種住居地域	18,000,000㎡
(Light Blue)	第十九種住居地域	19,000,000㎡
(Light Purple)	第二十種住居地域	20,000,000㎡
(Light Orange)	第二十一種住居地域	21,000,000㎡
(Light Red)	第二十二種住居地域	22,000,000㎡
(Light Brown)	第二十三種住居地域	23,000,000㎡
(Light Grey)	第二十四種住居地域	24,000,000㎡
(Light Yellow)	第二十五種住居地域	25,000,000㎡
(Light Green)	第二十六種住居地域	26,000,000㎡
(Light Blue)	第二十七種住居地域	27,000,000㎡
(Light Purple)	第二十八種住居地域	28,000,000㎡
(Light Orange)	第二十九種住居地域	29,000,000㎡
(Light Red)	第三十種住居地域	30,000,000㎡
(Light Brown)	第三十一種住居地域	31,000,000㎡
(Light Grey)	第三十二種住居地域	32,000,000㎡
(Light Yellow)	第三十三種住居地域	33,000,000㎡
(Light Green)	第三十四種住居地域	34,000,000㎡
(Light Blue)	第三十五種住居地域	35,000,000㎡
(Light Purple)	第三十六種住居地域	36,000,000㎡
(Light Orange)	第三十七種住居地域	37,000,000㎡
(Light Red)	第三十八種住居地域	38,000,000㎡
(Light Brown)	第三十九種住居地域	39,000,000㎡
(Light Grey)	第四十種住居地域	40,000,000㎡
(Light Yellow)	第四十一種住居地域	41,000,000㎡
(Light Green)	第四十二種住居地域	42,000,000㎡
(Light Blue)	第四十三種住居地域	43,000,000㎡
(Light Purple)	第四十四種住居地域	44,000,000㎡
(Light Orange)	第四十五種住居地域	45,000,000㎡
(Light Red)	第四十六種住居地域	46,000,000㎡
(Light Brown)	第四十七種住居地域	47,000,000㎡
(Light Grey)	第四十八種住居地域	48,000,000㎡
(Light Yellow)	第四十九種住居地域	49,000,000㎡
(Light Green)	第五十種住居地域	50,000,000㎡

見附市立地適正化計画 都市機能誘導区域 【見附駅周辺地区】



見附市立地適正化計画 都市機能誘導区域 【今町地区】



## 4. 届出書様式

### <住宅の建築等に係る届出書様式>

様式1 開発行為届出書

様式2 建築等行為届出書

様式3 変更届出書

### <誘導施設の建築等に係る届出書様式>

様式4 開発行為届出書

様式5 建築等行為届出書

様式6 変更届出書

### <誘導施設の休廃止に係る届出書様式>

様式7 休廃止届出書

## 開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 見附市長

届出者 住 所

氏 名

印

連絡先

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称 (地名地番)	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途、戸数	戸
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び周辺の公共施設を表示する図面  
(位置図等 縮尺 1/1,000 以上)
- ・設計図 (縮尺 1/100 以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <table style="border: none;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 0 10px;">                 住宅等の新築                  建築物を改築して住宅等とする行為                  建築物の用途を変更して住宅等とする行為             </td> <td style="vertical-align: middle;">} について、下記により届け出ます。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(宛先) 見附市長</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">氏 名 印</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">連絡先</p>		}	住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為	} について、下記により届け出ます。
}	住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為	} について、下記により届け出ます。		
1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の地名地番、地目及び面積	平方メートル			
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途、戸数	戸			
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用 途、戸数	戸			
4 その他必要な事項				

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ・建築物の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書



## 行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 見附市長

届出者 住 所

氏 名

印

連絡先

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

## 記

- 1 当初の届出年月日： 年 月 日
- 2 変更の内容：
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 年 月 日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
  - 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

《開発行為の場合》

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

《建築行為の場合》

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ・建築物の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

## 開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 見附市長

届出者 住 所

氏 名

印

連絡先

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称 (地名地番)	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び周辺の公共施設を表示する図面  
(位置図等 縮尺 1/1,000 以上)
- ・設計図 (縮尺 1/100 以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;">                     誘導施設を有する建築物の新築                      建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為                      建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為                 </span> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> </p>	<p>について、下記により届け出ます。</p>
<p>年 月 日</p> <p>(宛先) 見附市長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: right;">連絡先</p>	
<p>1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の地名地番、地目及び面積</p>	<p>平方メートル</p>
<p>2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ・建築物の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

## 行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 見附市長

届出者 住 所

氏 名

印

連絡先

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

## 記

- 1 当初の届出年月日： 年 月 日
- 2 変更の内容：
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

《開発行為の場合》

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

《建築行為の場合》

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ・建築物の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

## 誘導施設の休廃止届出書

<p>年 月 日</p> <p>(宛先) 見附市長</p> <p>届出者 住 所</p> <p>氏 名 印</p> <p>連絡先</p> <p>都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。</p>	
1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地	
2 休止（廃止）しようとする年月日	年 月 日
3 休止しようとする場合にあっては、その期間	
4 休止（廃止）に伴う措置	
(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途	
(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項	

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

## 問合せ先

〒954-8686 新潟県見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号  
見附市建設課都市計画係

TEL 0258-62-1700

FAX 0258-63-5775

Mail : [kensetsu@city.mitsuke.niigata.jp](mailto:kensetsu@city.mitsuke.niigata.jp)